

令和5年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|----|------------|-------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第40号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第4 | 報告第3号 | 令和4年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第5 | 報告第4号 | 令和4年度藍住町下水道事業会計予算繰越の報告について |
| 第6 | 報告第5号 | 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について |

令和5年藍住町議会第2回定例会会議録

6月6日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和5年第2回藍住町議会定例会に御出席くださいます。ありがとうございます。

さて、本日より夏のエコスタイル期間については、本会議においても藍の文化を発信していくという趣旨とあわせて、藍染めシャツを着用することとなっておりますので御了承ください。

ただいまから、令和5年第2回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに、2件の請願の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番議員、森志郎君及び1番議員、前田晃良君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの11日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第40号「藍住町介護保険条例の一部改正について」の1議案及び日程第4、報告第3号「令和4年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第6、報告第5号「藍住町土地開発公社の

経営状況を説明する書類の提出について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。今年は早くも梅雨入りし、町内でも田植えが始まり緑の水田風景が広がるようになってまいりました。

本日、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、元副町長の不祥事を受けた事務処理の改善、見直し等についてであります。去る4月下旬に公判が始まり、起訴状により犯行の実態が明らかにされたことを踏まえ、先月17日に町ホームページにおいて再発防止に向けた事務処理の改善等を公表いたしました。開札までの見積書の管理徹底、契約事務手続への組織的な関与、随意契約に関するマニュアルの作成など7項目について改善、見直しを図ることとしております。

また、職員一人一人の倫理意識の向上を図るため、コンプライアンス対策検討会議におけるこれまでの議論を集約した不祥事の発生防止に向けた行動指針を作成し、職員研修などで活用することといたしました。引き続き職員一丸となって町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、東中富桜つつみ公園におけるバーベキューエリアの整備についてであります。3月にパブリックコメントを実施し町民の皆様から御意見を募集いたしましたところ、63名の方から128件の御意見をいただきました。いただいた御意見につきましては翌4月に町ホームページにおいて町の考えをお示しするとともに、基本計画の修正にも活用させていただいております。また、公園利用者が少ない時期での工事を望む御意見等を踏まえ事業スケジュールの見直しを行っており、今年の秋以降に工事着手し、来春のオープンを目指してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、行動制限をはじめとする様々な制約も緩和され、コロナと共生する新たな社会生活が始まりました。これまで感染の拡大防止に御協力をいただきました議員各位をはじめ医療従事者の皆様、町民の皆様に改めて感謝

申し上げます。今後はアフターコロナを見据えつつ、コロナ禍で開催できなかった各種の会議や行事等も順次再開してまいります。一方、引き続き町医師会と連携し、希望される方々への速やかなワクチン接種を進めてまいります。

次に、エネルギー、食品等の物価高騰対策についてであります。光熱費や食料品をはじめあらゆる物やサービスの価格上昇が続いており、消費者生活や事業活動にも多大な影響を及ぼしています。このため、国の交付金等を活用し積極的に事業を展開することとしており、具体的には全ての世帯に対して1万円から1万5,000円の商品券を購入いただく、暮らし応援プレミアム商品券事業、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を支給する非課税世帯等に対する重点支援給付金事業、子育て世帯に対して18歳以下の子供1人当たり5,000円の商品券をお届けする子育てスマイル商品券事業、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する子育て生活支援特別給付金事業を実施し、町民の皆様の生活支援及び事業者支援につなげてまいります。

次に、町民の皆様の健康増進に向けた取組についてであります。生活習慣病の予防と早期発見、治療には定期的な健診が重要です。このため、昨年度は受診率向上への取組として国の保険者努力支援交付金を活用し、過去の受診履歴や国民健康保険の加入期間等を参考にAI、人工知能の分析による効果的な勧奨案内を実施した結果、受診率は令和4年度の速報値で33.0パーセントとなり、令和3年度の29.7パーセントに比べて3.3パーセント上昇し、コロナ禍で受診率が低下する市町村が多い中、県内で一番の伸び率となりました。今年度も引き続き受診勧奨を実施することとしており、町民の皆様の健康維持、疾病予防につなげられるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者の移動支援についてであります。今年度はタクシー券の購入対象者を要介護認定を受けていない方で75歳以上のみの世帯の方から75歳以上の方へと一部要件を緩和いたしました。また、ゆめタウン徳島から協賛の申し出があり、5,000円で購入いただいている1万円分のタクシー券にゆめタウン行き限定の500円のチケット2枚を追加できることとなりました。ゆめタウン徳島は路線バスの主要な停留所ともなっており、タクシーとバス利用の相乗効果でさらにタクシー券利用の幅が広がるものと考えております。

次に、グローバル人材の育成支援についてであります。コロナ禍により令和2年度から実施できておりませんでした中学生海外派遣事業について、ようやく再開で

きる運びとなりました。未来の藍住町を担う中学生に外国の生活、習慣、文化などを実際に体験していただき国際感覚の基礎を培うとともに、グローバルな視野を持って活躍できる人材の育成を図ってまいります。現在、派遣者の選考を実施しており、8月のオーストラリアへの出発に向けて準備を進めているところであります。

次に、藍の魅力発信についてであります。7月は、とくしま藍推進月間であり、7月24日は、とくしま藍の日と定められております。このため、本町の藍の魅力を感じていただけるよう毎年各種の事業を行っております。今年はゆめタウン徳島において地域おこし協力隊が藍染めに様々な模様を表現する絞り方のワークショップを開催するとともに、町内で藍染めの学習に取り組んでいる西小学校、南小学校及び北小学校の生徒の作品展示を行います。また、藍製品を身につけることで協力店舗でお得なサービスが受けられる藍deグルメには毎年たくさんの方に参加いただいております。今年も開催に向けて準備を進めております。こうした事業を通し、町内外の皆様に藍の魅力を発信してまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第40号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号被保険者の保険料減免に関し、令和5年4月1日以降に納期限が到来する令和4年度以前の介護保険料を減免対象とする条例の一部を改正するものであります。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして「令和4年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、「令和4年度藍住町下水道事業会計予算繰越の報告について」、繰越額が確定いたしましたので御報告をさせていただいております。また、藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類についても御報告をさせていただいております。後ほど御覧いただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を御説明いたしましたが、何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時13分小休

〔小休中に大地健康推進課長、補足説明をする〕

午後 10 時 14 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。議案調査のため 6 月 7 日から 6 月 12 日までの 6 日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 7 日から 6 月 12 日までの 6 日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、6 月 13 日午前 10 時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前 10 時 15 分散会

令和5年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和5年6月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

10番議員 小川 幸英

4番議員 永浜 浩幸

8番議員 紙永 芳夫

11番議員 林 茂

令和5年藍住町議会第2回定例会会議録

6月13日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

まず最初に、官製談合について伺います。奥田元副町長の論告求刑公判が5月31日徳島地裁であり、検察側は1年6か月を求刑した。検察側は論告で政官の癒着そのもので入札の公平さを害した、部下から見積額を聞き出しており犯行に他の職員も巻き込んでいるとのこと。判決は6月28日とのことであるが、奥田元副町長は追起訴内容を認めており、担当である教育委員会は町民に対してどのように説明するのか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の御質問に対して、教育委員会の対応等について答弁させていただきます。教育委員会としまして、起訴内容を受け当時の担当職員に状況の確認のため初公判後、聞き取り調査を実施したところ、見積書の内

容を確認するために締切前に開封していたことが分かりました。当時、見積もり合わせをはじめとする随意契約に係る明確なルールはありませんでした。しかしながら、担当としましては外部に漏れることのないように管理しており、他の職員にも見せることはなかったと話しております。その中で上司である元副町長から見積もり内容の照会があり、一職員としては業務上の照会として答えていたとのことでございます。この担当職員の業務上の行為を懲戒処分の指針に照らし合わせた結果、懲戒処分には該当しないと判断いたしました。しかしながら、これら聞き取り調査の過程で不適正な事務処理行為が判明し、適切な対応の確保のため担当職員には業務上の措置を過日、講じております。

また、教育委員会では、本年3月分の見積もり合わせから公正性と透明性を厳密にした対策を講じております。具体的には、まず、事業者には見積書を封筒に入れて封緘、封印し、持参の際には受付簿に署名及び提出日時を記入していただきます。そして、選挙の投票箱を使用した入札箱に投函していただきます。最初に投函した事業者の方には箱が空であることを確認いただき、その後、施錠を行います。入札箱の鍵を入れた封筒を封印して、開札までの間、総務企画課で保管します。さらに、入札箱は担当部署の管理職が鍵を管理するキャビネットで保管します。開札においては総務企画課職員の立会いに加え、事業者の立会いも可としております。これらは現状での最善策と考えていますが、今後は町長の行政報告にもございました随意契約に関するマニュアルの作成を待ち、そちらへ移行していくこととしています。教育委員会としまして、住民の皆様にご信頼いただけるよう業務の厳正な遂行に取り組んでまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁をいただきましたが、今後の対策、マニュアルについては随分検討された、であります。最初のほうの答弁はもう一つ釈然としないものがあります。これ2月18日付けの徳島新聞によると、当時の教育次長は記者に対し、副町長が見積書を目にするタイミングはないとこういうことが報道されております。それが、5月18日の新聞では見積もり合わせの業務を担当していた当時の教育委員会の職員が見積書の入った封筒を提出期限前に開封していたと、それは先ほどもおっしゃられておりました。これまで開けることは考えられないとされていたが、事前に開封することが常態化していたとのこと、これは町職員の取

材で分かったとのことですが、最初に記者に言ったことと食い違ってつじつまが合わないと思うが、どれが本当か伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の再問についてお答えします。警察や検察の捜査中は捜査に影響を及ぼす可能性のある調査は行わないなど、慎重な対応が求められておりました。このため、当時の見積もり合わせにおける見積書の取扱いなどの具体的な運用については確認することができていなかったと聞いております。なぜ、そのように報道がされたのか分かりかねますが、新聞等の取材に対してもそのようにお答えしていたとのことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 検察側の冒頭陳述によると奥田被告は昨年1月、元藍住町議の平石被告から2月分の学校給食用肉の調達で見積書の提出期限前に業者の最低見積額を聞き出して、平石被告に伝えたと報道されています。職員をも巻き込んだ事実が報道されていますが、内部調査をしたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の再問についてお答えします。最初の御質問に答弁したとおり、教育委員会としまして起訴内容を受け、当時の担当職員に状況の確認のため初公判後、聞き取り調査を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 内部調査で職員は提出期限前に届いた。

○議長（西川良夫君） 小川議員。

●10番議員（小川幸英君） 見積書を。

○議長（西川良夫君） 小川議員。

●10番議員（小川幸英君） はい。

○議長（西川良夫君） 3問まで。

●10番議員（小川幸英君） え。

○議長（西川良夫君） 3問までです。

●10番議員（小川幸英君） これ3問目。再々問。

提出期限前に届いた見積書を開封していたと説明、奥田被告に教えた理由を上司の指示なので特に疑問も抱かずに伝えたとのことですが、これは教育委員会から出た事件ですが、当事者の教育委員会の処分はされていないと思うが、町民の間でもどうなったとの声も多いが、そういう処分は考えていないか伺います。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） 再々々問ということだろうと思うんですけど、これは、お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（西川良夫君） はい。

〔聞き取れない声あり〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員からの質問にお答えさせていただきます。先日の公判におきまして検察側から指摘がありましたように、今、小川議員からの質問の中にもございましたが、元副町長におきましては業務上の必要性を装って教育委員会の担当者から見積額を聞き出したというふうにされております。教育委員会におきましてはこの一連の犯行に巻き込まれた形となっております。しかしながら、現場の責任者であり教育委員会の事務手続きの中で発生した事件であるということでもあり、教育長につきましては町長から嚴重注意処分ということがなされたところであります。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、通学路対策について伺います。平成28年3月に通学路交通安全プログラムが策定されました。その中で危険な通学路対策、特に学校やPTA、保護者の声をどのように反映して取り組んでいるか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の通学路対策について答弁させていただきます。議員、御質問のとおり平成28年3月に藍住町通学路交通安全プログラムが策定されております。策定以前から学校教職員やPTAを中心として通学路点検の

活動を実施しておりましたが、本プログラムは、道路管理者や交通管理者、学校関係者等の関係機関の連携のもと、継続的に通学路の安全確保を行うことを目的として策定されました。プログラムの取組としましては、まず、7月頃に学校に対して通学路における危険箇所の報告を依頼します。学校職員だけでなく保護者の方やPTA、地域住民の方、見守り隊、学校支援サポーターの方のお声が反映されたものでございます。また、事故やヒヤリハットの事例があった情報等も反映されます。次に、10月頃に第1回目の通学路安全対策推進会議を開催します。この会議では県や町の道路管理者、交通管理者である警察、各小中学校の関係者が一堂に会し、報告された危険箇所を現場確認し対策を検討します。道路やカーブミラーであれば県や町の道路管理者に修繕や改善を依頼し、信号や横断歩道、交通規制であれば警察に依頼することになります。次に、1月頃に第2回目の会議を開催します。出席者は、第1回目と同じでございます。1回目で検討された対策方法や結果について、各関係機関から報告をいただきます。対応がすぐには難しいものや予算化が必要なものもあり、翌年度以降に送られるものもございしますが、継続して実施していくことでプログラムに沿った安全な通学路が確保できると考えています。

また、今年4月には新入生が慣れない自転車通学で事故に遭わないよう、民生委員の方が自主活動として登校時の見守りを行っていただきました。今後も関係機関や地域の方のお力を借りながら通学路の安全確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 通学路の安全対策について伺いました。特に、全国でも通学中の事故が相次いでおりますので、町といたしましても子供たちが安心して通学できるようによりしくお願いいたしておきます。

次に、江ノ口新居須線の歩道拡張や段差をなくす工事の進捗状況がどのようになっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、小川議員からの一般質問のうち、江ノ口新居須線の歩道対策の進捗状況について御答弁させていただきます。平成29年第2回定例会において小川議員より江ノ口新居須線の歩道改修について御質問いた

だいており、当時の担当課長から江ノ口新居須線に併設される排水路に蓋がけをすること等により歩道幅員2メートル程度が確保でき、歩道と車道の高さを同じくしても支障のない箇所から改良に向けての取組を検討していきたいと答弁しております。平成30年度には排水路に蓋がけ可能な箇所の歩道改修詳細設計を発注し、設計延長は約400メートルであります。令和元年度から令和4年度までの4年間で約300メートルは完成しておりますが、残り約100メートルについては完成は未定となっております。

また、令和5年度に矢上珍成線の交差点改良工事を予定しておりましたが、併せて江ノ口新居須線の歩道拡幅に同意が得られましたので、新規に約25メートルの歩道改修工事を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 江ノ口新居須線は非常に狭い所がありまして、歩道に傘も差して通れないというような所もあります。これは以前からいわれておりましたが、早急に何とか地権者と話し合っ、子供たちが安全に通学できるような対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君起立〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 町道江ノ口新居須線の路線延長は3,615.9メートルございます。歩道延長は6,360.7メートルありまして、現在、歩道の切下げ済みにつきましては約37パーセントとなっております。排水路に蓋がけをしまして歩道の切下げを行う工事につきましては、ほぼ終わっております。今後、改修する箇所については、歩道の切下げ及び歩道幅員を確保するためには用地の提供はむろんですが物件の補償等が発生し、工事費以外の予算が必要となっておりますので、時間とコストがかかることとなっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、保護者宛てに不審者情報が送られてきていると聞くが、不審者に対応するため通学路に防犯カメラを設置してはどうか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 通学路対策における防犯カメラの設置について答弁させていただきます。藍住町では、町内の全ての小学校、中学校に防犯カメラを設置しています。昨年度は国の学校施設環境改善交付金を活用し、老朽化により十分な稼働ができていなかった藍住東中学校に26台の防犯カメラを再設置いたしました。学校内や学校周辺道路については、校内の防犯カメラで確認が可能です。

また、徳島県と藍住町で緊急発報装置付き防犯カメラに関する覚書が締結されており、子供が犯罪被害に遭いにくい環境づくりを目的とし、子供が多く利用する場所など防犯上のポイントとなる地点に装置等を設置しております。これら装置は、例えば役場前交差点など藍住町内10か所に設置されております。この防犯カメラは周辺道の撮影だけでなく、本体に取りつけられたボタンを押すことで警察への連絡も可能となっております。今年度、新たな設置予定はございませんが、引き続き関係機関と情報を共有し連携してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、カーブミラー設置について伺います。町内にカーブミラーは何台あるか。また、今年度の設置件数は何台か。住民の方から設置要請があった場合の対応はどうしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、小川議員からの一般質問のうち、カーブミラーの設置について御答弁させていただきます。

藍住町が管理するカーブミラーにつきましては、令和5年6月5日現在、1,180基程度でございます。今年度新設しましたカーブミラーは、現在のところございません。新規のカーブミラーの設置につきましては、住民からの設置要望があれば担当者が要望箇所の確認をして設置が妥当か判断しております。また、今年度からは交通安全に高い見識を有する警察OBの方を会計年度任用職員として採用し、その判断に助言をいただいているところでございます。基本的な設置基準としましては、走行車両等の見通しが確保されていない箇所、また、信号機のない交差点において左右を確認する際、すみ切り等が確保されておらず、工作物に遮られ見通し距

離が確保できない箇所等となっております。また、カーブミラーの設置基準を満たしている場合であっても歩行者や自転車等の安全な通行が確保される箇所、また、隣接する土地や建物等の利用を妨げとならない箇所となっております。また、町が設置するカーブミラーにつきましては、町が管理する道路、町道であることが原則となっております。私有地から見通しが悪いために自費にてカーブミラーを設置する場合は、一部を補助しております。補助内容につきましては、令和5年度ではカーブミラー設置経費の2分の1もしくは43,200円のいずれか少ない金額となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、子育て支援について伺います。全国の保育所で園児の心身に悪影響を及ぼす不適切な保育が昨年4月から12月に914件あった。県内でも徳島市は4件、また、佐那河内村でも保育士2人による不適切保育が発覚しているが、本町の保育の現状と不適切保育があったときの対策はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 不適切な保育に対する本町の現状と対策について答弁をさせていただきます。不適切な保育の実態調査につきましては、本町におきましても町内認可保育所への調査、聞き取りを行っております。調査をするにあたり、不適切についての詳細な判断基準が示されなかったことから、それぞれの保育所において子供を尊重する保育ができているかを基準にチェックを行い、県次世代育成・青少年課との協議の上で不適切な保育と認められるものは0件であるとの報告をしております。

また、この調査の際に不適切な保育の取扱いを明確にし自治体がとるべき対応を整理する必要性が求められたことから、先月、こども家庭庁より不適切な保育の捉え方や保育所等における虐待等の防止、発生時の対応等に関するガイドラインが示されました。今後、町と各保育所におきましては、このガイドラインを踏まえた子供のためのより良い保育を再認識し、これまで以上の連携や体制づくりを強化することで適切に対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 今、答弁をいただきました。資料をいただいております。認可保育所を入れた各保育所の児童、子供の数が779名ですか。先生の数
が120人というようなこともこの資料の中では分かっておりますが、その中で保
護者が園に訴えた場合に先生の数足らないとか、そういうふうな意見もあると聞
きますが、先生数は足りているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただ今の小川議員の御質問に対して御答弁いたします。
保育所の職員数につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づ
き、徳島県保育所設置認可等取扱要綱において定められた人員を配置しております。
現時点において問題のある認可保育所はないと認識しております。以上、答弁とい
たします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に学校給食費の無償化について伺います。令和
3年の9月議会で給食費半額負担をしてはどうかと林議員の質問の中で、答弁とし
て、半額負担した場合おおよそ8,000万円近くの前算が必要となり難しいとの
ことでした。阿南市では物価高騰による子育て所帯の負担軽減のために小中学校の
給食費を半額負担するとのことですが、近隣市町村の板野町、北島町でも半額負担
しております。今年度、国においては少子化対策として子育て所帯に対し今までに
ない異次元の施策をするとのこと今日発表されております。既に給食費無料化に
向けての取組を検討しているとの話も聞きましたが、本町においても子供子育て支
援として給食費の無償化をしてはどうか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 学校給食の無償化について答弁させていただきます。
学校給食費を無償にした場合、令和3年度決算額になりますが、保護者負担額の約
1億8,000万円を町が負担することとなります。議員御質問の無償化について
は、これまでの教育委員会としての回答と同様となりますが、多額の財政負担が必

要となること、また、応益負担をどう考えるかなど様々な観点から慎重に判断すべきことであり、厳しい財政捻出を前提としての実施は適当でないと考えており、現時点では軽減措置の検討はしていません。

先ほど小川議員からもお話がありましたが、国におきましても給食費の無償化は少子化対策として検討されるという報道もございます。今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。

午前10時30分小休

午前10時33分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

新型コロナウイルスが感染症法上で季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、1か月がたちました。消費が回復する業種もみられる一方、生活様式や意識の変化による影響も出ています。脱マスクで百貨店やドラッグストアでは化粧品と日焼け止めクリームの需要が増えているそうです。また、新型ウイルスが5類に移行した5月から全国的にかかる子供たちが増えているそうです。コロナ禍の感染対策により抗体がなく、風邪が広がりやすくなっていると専門家がそう指摘しています。手洗いやうがいといった基本的な対策を呼び掛けて、免疫力を上げて感染対策をしっかりしていただきたいと思います。

では、通告書に記載してあります小学校、中学校の図書室の活用状況について質問いたします。本年は5月29日に梅雨入りしたとみられています。昨年より7日早くの梅雨入りです。梅雨の時期は元気に運動場で遊ぶ子供たちにとって制限されますが、雨天での過ごし方に読書をすることがあります。子供の読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を高め豊かなものにし、人生をより深く

生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであると考えます。子供の自主的な読書を通じて得られる自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、子供が自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機になると考えられます。子供がいつでもどこでも本に親しめる環境づくりに取り組むことは非常に大事です。学校は子供が学習習慣を形成していく上でかけがえのない大きな役割を担う場所であります。全校一斉の読書活動、学校図書館の整備、司書教諭を中心とした図書館の活用促進が必要だと思えます。そこで、現在における児童、生徒の図書室の利用状況を教えていただけますか。よろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員の小中学校の図書室の利用についての質問にお答えいたします。小学校の図書室につきましては業間、つまり2校時と3校時の間の時間と昼休みに開放して利用しております。中学校は曜日を決めて昼休みや朝の時間に利用しています。いずれも図書委員会担当教員の指導により児童生徒の図書委員が貸出、返却作業を行っております。その他、必要に応じて授業で利用する場合があります。

なお、小学校ではワークルームや教室に設置した書架に相当数の図書を常備し、児童がすぐに本を手にとることができるようにしております。常備しているのは、図書室からまとめて移設した図書やPTAによる町立図書館からの団体貸出の図書及び新聞販売店の協力により実施している古紙回収の収益を充てて購入した図書を設置しております。いずれもその学年の発達段階に応じた図書を置いております。PTAによる団体貸出や古紙回収などの活動はコロナ禍で一時中断しておりましたが、ほとんどの学校で再開しているとのこと。このようにして、町としては様々な方策によって子供が読書に親しみやすい環境整備を図っているところです。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） お答えいただきました。ありがとうございます。子供たちにとって非常にいつもこう取りやすい所に図書があるということをお聞きして、非常に安心しました。また、その中でさらにですね、いい本、いい図書に子供たち

が出会うためにですね、学校司書、また、図書館サポーターという方といますか、いまして、司書教諭だけでは本当にお忙しい、授業もあり、図書の計画からたくさんの内容を1人でやっていくっていうのに対して。すみません。ちょっとここで司書教諭と学校司書についてのお話をさせていただきたいと思うのですが、司書教諭っていうのは、主に学校図書の経営及び指導面を担当し、学校図書経営の方針とか年間運営計画の立案、研修計画の立案等とあります。学校司書といますのは、学校司書は主に学校図書館サービスと技術的な面を担当し、学校図書館、メディアの紹介、提供、情報サービス、貸出返却、予約、リクエスト等々の仕事があります。こういうところで、この司書教諭と学校司書、こちらの方が協力し合っただけですね、本当に子供たちも新しい本に出合うっていうのも、手に取って見ると、また手に取って見やすい、そういう環境づくりをしていくのがこの学校司書と図書司書のお仕事となります。他の学校におきましても、この学校司書とか、また、図書館サポーターというところを導入している学校もあります。そういったところに対して、また今後、検討される場所があるかどうかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員の質問である司書教諭を補佐する学校司書を民間から募集してはどうかというような趣旨だったと理解しております。その質問にお答えいたします。学校の図書室は先に答弁しましたような運用をしておりますが、昨今の教員の多忙状況からサポートがあることは望ましいことだと考えます。以前に地域のボランティアに図書の整理などの支援を受けていた学校もありました。司書教諭の配置は国なども奨励しているところではありますが、鳴門市が本年度より図書館サポーターを配置している以外はですね、まだ例は見当たりません。図書室運営の支援に当たる人員を配置できれば効果が生まれるものと思いますので、状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

子供に読書習慣を身につけさせることについては平成16年に開始した藍住町子ども読書活動推進計画が現在、第4次5か年計画の4年目を迎えており、来年度には第5次計画を策定する予定にしております。議員もおっしゃっていただきました読書の重要性に鑑み、今後とも子供の読書活動の推進に努めてまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。推進していく検討をされるということで期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、絵本の普及について。絵本は、本当にこ乳幼児から大人にまでとって本当に素晴らしいものだと思います。子供にとって文字や言葉の発達を促すだけでなく、心の成長、発達のために欠かせない存在だといわれております。絵本は心の栄養といわれるのはそのためです。心の栄養っていうところで、また絵本だけの特有、それは読んでもらうこと。読んでもらっている時に目と目で通じ合うコミュニケーション、いわゆる言葉を交わさないコミュニケーション、こういうふうなものも生まれて、読み手、聞き手、こちらの中での何ていうんですかね、温かいこほっこりしたい関係が生まれてくるのがまた絵本の特徴でもあると思います。実際に絵本を通して親子間で幸せな時間を共有するという経験は、子供たちの情緒の安定につながっていくと思います。絵本がもたらす心の栄養の中でも、最も大切なものだと思っております。

ここでひとつお話をさせてもらいたいことがあります。絵本の読み聞かせ、ちょっと私、個人的に思っているのは幼稚園とか、いっても小学生の低学年くらいかなと思ってました。実は藍住中学校のほうで地域の方がボランティアとして読み聞かせに行かれています。で、その読み聞かせに行かれた時に、え、中学生、絵本の読み聞かせなんて聞くのっていう思いで聞いてたんですけど、西山校長は、その子供たちが登校してきた時にそれぞれの家庭いろいろあります。元気に出てくるときもあったり、まあいろいろ、こちよと心配事があったり。そういった子供たちが絵本の読み聞かせを聞いたその1日のスタートっていうのは、非常に穏やかにスタートができるそうです。また、その読み聞かせをするボランティアの方もですね、読み聞かせに行った時に、あるテーマがちょっと考えさせる戦争のことについて絵本を読み聞かせされたそうです。そうした時にその子供たちの姿勢が非常に真剣で、読み手の方が心が何ていうんですか、感情がいっぱいになって、読み手もそういうことによって自分自身はその絵本を通してですね、何ともいえない癒される思いがあるということで、すごくいい体験をしてるんだなと思いました。そういう絵本っていう力は本当に限りなく続くものであって、藍住中学校は今、鳴門教育大学で余郷先生が中学校に来られて、絵本についてのこ、いろんなことを語られて、

先生方もそれを聞いて、そういう受け入れ体制もあるということで、絵本のそういう効果が出ているということをお聞きしております。ですから、こちらにありますこの絵本ワールド。この絵本ワールドっていうのは人気作家たちによるトークショーや読み聞かせ、これがメインになりまして、また、お楽しみが満載の絵本イベントです。こちらをぜひ開催していただきたいなということで3月議会でお願ひしました。今、そちらに対しての進捗状況、どうなっているか教えていただけますか。お願ひいたします。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 永浜議員の御質問の絵本ワールド開催に向けた進捗状況について、御答弁させていただきます。先ほど議員からもお話があったとおり、絵本ワールド開催については前回の定例会、令和5年第1回の3月の一般質問で永浜議員より御提案をいただきました。絵本ワールドは子どもの読書推進会議事務局の公益法人読書推進運動協議会の全面的なサポートを受け、開催地域の実行委員会である地元新聞社、県立図書館、地元読書グループ、ボランティアなどが中心となって事業を運営することとなることから、本町が開催地になり得るかどうかなどの情報収集を現在行っている段階であります。こちらのほう、先ほど議員からお話がありましたが、絵本ワールドの主なプログラム、こちらのほうが児童文学作家、絵本作家による講演やトークショー、1万点を超える子供の本の展示会などを開催する大規模なイベントとなりますので、本町にとって事業効果、また、先ほども言いました開催地になり得るかなど多面的な観点から今後も研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。開催を切望いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、母子、父子家庭の町からの給付金についてお聞きします。現在の給付状況について教えていただけますか。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 母子、父子家庭など、ひとり親家庭等への支援等につ

いて御答弁をさせていただきます。令和5年4月末で藍住町では441世帯が児童扶養手当というものを受給しております。対象児童数は687人となっております。ひとり親家庭等への支援は大きく4つに分かれており、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、御質問のありました給付費等の支給などに関連する経済的支援を軸に進められております。経済的支援では児童扶養手当の支給や福祉資金、就職のための技能習得、児童の就学等への資金の貸付け、ひとり親家庭等医療費の助成など様々な施策が実施されており、先月には新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けていると思われるひとり親世帯の支援のために新たな給付事業が実施されております。児童扶養手当を受給する429世帯、669人の子供に1人当たり5万円の給付金を支給いたしました。

また、町独自の給付事業としましても、児童扶養手当受給者、所得制限等により児童扶養手当を受給していないひとり親家庭等を対象に、毎年11月には町内登録店舗で御利用いただける7,000円の福祉商品券を支給しております。

ひとり親家庭等への支援につきましては今後も国、県の施策を中心に進め、積極的な利用をしていただけるよう広報等に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。町独自のそういう施策もあるということをお聞きしました。そこで、要望といいますか、実際に父子、母子家庭でこういうちょっと声を聞いております。実際にこの助成金あっても所得制限がかかって、この所得制限において給付率がちょっと変わってくるっていう現状を聞いて、そういうふうなのを踏まえた町民の方からのお声なんですけれど、母子家庭によって給付金が支払われないのは困ります。子供らの生活のために夜も働き、どんなにしんどくても外食やお惣菜にせず、節約のため手作りで頑張っています。そんな状況で子供らとの関わる時間もないし体はくたくただし、給付金がいただけたら少しは楽に外食できたのにとおもいます。本当も身も心もぼろぼろになりますとか、また、母子家庭になり改めて感じたことです。やはり母子家庭だからといっていじめられたり恥ずかしくないように、みんなと一緒に最低限の生活をとプレッシャーを重く感じながら生活してきました。例えば靴にしても、学校へ行くときはしっか

りとさせてやらなければという思いでしてきました。私だけではないと思います。こういうふうには本当に日々、子供のために一生懸命働いているお母さん。その一生懸命働いたときに給料がちょっと多くなって、多くなったからそういう給付金がもらえないっていう、これはどないか、同じ子育てをするという中では所得制限っていうのをどのようにかして撤廃していただけないかなど、このように思っております。6月1日の徳島新聞の朝刊なんですけれど、実際にこの政府が次元の異なる少子化対策の素案に児童手当の2024年度中の拡充を検討すると明記され、不支給や減額となる所得制限は完全撤廃するというふうに決まりました。これが実際に施行されるのがいつからかっていうのはちょっと、来年度24年度以降ということになっておりますが、国のほうもこういうふうには動いてきております。できましたら、急遽の予算になるんですけれど、2023年度中にでもこういうふうなことを検討していただけないかということをお願いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの永浜議員さんの質問に対して御答弁いたします。ひとり親家庭等への支援には、確かに所得制限や条件の厳しいものがあることは確かです。そうした中でも利用のできる必要な支援を進めることができるよう制度を熟知し、様々な機関との連携を深めるよう努めてまいります。

また、先ほどお話のありました所得制限の撤廃につきましても、今後、国の動向を見据えながら町でも検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 次に、8番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可いたします。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） ただいま、議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

まず、藍翠苑の建替えについては令和2年9月議会で竹内議員が質問しておりま

す。藍翠苑については昭和51年3月に建設され老朽化による傷みも激しく不便さを感じておりましたが、暑さ寒さ対策をお願いしたところ、早急にクーラー、扇風機、ストーブを設置していただきました。その時もトイレの狭さ、風呂が使えないという声もありました。町長は、高齢者の活動拠点施設の整備は公約であり基金等の積立でも視野に入れながらできるだけ早い時期に実現できるよう取り組みたいということでした。この施設については3月の議会で設計予算が計上されておりますが、建設用地は選定中とのことでありました。今年度も、はや2か月以上たちましたが、用地についてどのような状況になっているかお伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 紙永議員から、藍翠苑の建設用地に関して御質問をいただいております。老人福祉センター藍翠苑については高齢者の健康増進や娯楽の場として多くの方々に御利用いただいておりますが、施設、設備の老朽化が著しく、利用者の皆様には御不便をおかけしており大きな課題となっております。

これまで議員各位からも施設改善に向けた様々な提案をいただいております。このため、私の2期目の公約として高齢者の皆様の活動拠点の整備を掲げたところであり、藍翠苑の建替えに向け、鋭意、計画を進めているところであります。

建設用地の選定にあたっては、利用者の方々の利便性を第一に考え現施設の近隣地を優先に検討を行い、関係する皆様に御協力をお願いしてまいりました。

そして、このたび用地に含まれる民有地の提供について前向きに検討いただけることとなり、議員各位にも御説明できる運びとなりました。藍翠苑の建替え用地については藍翠苑東側のゲートボール場を中心とする一帯を考えており、今定例会閉会日に全員協議会を開催していただき、現況等についての詳細を御説明させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 分かりました。現在の藍翠苑の東側を想定していることではあります。町の中心部であり高齢者の皆さんにとって利用しやすい場所ではないかと思えます。議会閉会日に詳細にわたり御説明をしていただけるとのことではありますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

次に、昭和54年3月に建設された勤労女性センターも老朽化が進んでおります。この施設は婦人会活動、教養講座、年末年始の餅つき、スポーツ少年団の合宿の食事、また、サポートセンターもあり、その利用については非常に高いものがありますが、昨年度に耐震診断が実施されたと聞いております。町が公表した診断結果では倒壊する危険性が高いということになっておりますが、その概要についてお教えをいただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、紙永議員御質問の勤労女性センターの耐震診断の概要について御答弁させていただきます。勤労女性センターは昭和54年に建築された旧耐震基準の建物であり現在も女性や子供を中心に多くの町民の方に御利用いただいている施設であることから、今年1月から3月にかけて耐震診断を実施いたしました。建物の概要といたしましては3階建ての本棟北、2階建ての本棟南及び別棟の機械棟となっております。耐震診断の結果についてですが、震度6強から震度7の大規模地震に対して勤労女性センターの事務所や講習室、アリーナなどがある本棟北については倒壊又は崩壊する危険性が高いとの診断。ファミリーサポートセンターの事務所や加工室、軽運動室などがある本棟南については倒壊又は崩壊する危険性があるとの診断。機械棟については倒壊又は崩壊する危険性が低いとの診断結果でありました。

なお、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君起立〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問いたします。この診断結果について利用者にはどのように周知を行っておりますか。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君起立〕

◎理事（小川哲央君） お答え申し上げます。耐震診断の結果につきましては4月に町ホームページにおいて公表するとともに、利用者の方への周知については勤労女性センターの管理運営を委託している藍住町社会福祉協議会に依頼し、耐震性について説明を行っていただいております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君起立〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再々問を行います。南海地震は近い将来、必ず起こるといわれております。勤労女性センターではどれくらいの揺れが想定されていますか。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君起立〕

◎理事（小川哲央君） お答え申し上げます。南海トラフ地震では震度6強、中央構造線活断層地震では震度7が想定されているところでございます。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 南海地震が発生すると倒壊する危険な状況にあると考えられますが、勤労女性センターは多くの町民が利用される施設です。長期間にわたり今のまま利用するのは問題があるように思います。今後、耐震補強を行うのか新たに建替えをするのか、今回の藍翠苑の建替えに併せて検討してみてもはどうでしょうか。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 紙永議員から勤労女性センターの整備方針に関して御質問をいただいております。勤労女性センターについては藍翠苑の3年後に建築された施設であり、既に40年以上が経過しており老朽化は否めません。昨年度に実施した耐震診断の結果からもこのまま長期間にわたって使用を続けることは問題があるものと認識しており、議員お話のとおり、できるだけ早く大規模な耐震補強工事もしくは建替えの方針を決定する必要があります。このうち大規模な耐震補強工事については、多額の経費が必要となることに加え既に不具合のある設備があること、近い将来、空調設備や配管の更新が必要になることなどから、耐震補強後の長期利用や施設利便性を考えると適当ではないものと考えております。また、勤労女性センターの建替えについては先行する藍翠苑の建替え計画もあることから、早急に進めることは予算的な制約からも困難であります。

そこで、計画を進めている藍翠苑を単独で建替えるのではなく、社会福祉施設と

して施設機能が共通している藍翠苑と勤労女性センターについて、財政的な視点や管理運営面などから同一の建築物として集約する方向で検討を重ねており、両施設を複合化した新たな施設の建設に向けて設計を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 今後、前向きな検討を進めていただきたいと思います。

最後に、今盛んに人生100年といわれていますが、高齢者による免許返納がすすめられております。これから高齢者の方の自転車の利用が増えると考えられます。今年4月より道路交通法の改正により自転車を利用する全ての方はヘルメット着用が努力義務になっていますが、着用していなくても今は罰則はありません。自転車による死亡事故の約6割が頭のけがによるものとされており、ヘルメットの着用は重要です。町としてヘルメットの着用を促す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町として自転車を利用する高齢者のヘルメット着用を促してはどうかとの御質問をいただいております。議員お話のとおり、今年4月に施行された改正道路交通法におきまして自転車を利用する全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されました。これまでのように着用しなくても罰則はありませんが、不幸な事故から命を守るため町民の皆様には是非とも着用していただきたいと思いますと考えております。

県内では自転車の事故で頭を打つなどして亡くなった人は昨年までの10年間で30人にのぼり、このうち22人はヘルメットを正しく着用していれば命が助かった可能性があり、また、着用していなかった人が亡くなる割合は着用していた人の2.6倍にもものぼるとのことです。特に、高齢者の方については視力や聴力の低下、筋力の衰えやバランス能力の低下などにより転倒や出合い頭の事故が多いとされており、ヘルメットの着用は重要であります。

また、本町は四方が4キロメートルとコンパクトで山が全くない平坦な土地にあり、自転車は高齢者の皆様の有効な移動手段の一つであると認識しており、こうしたことから町として高齢者の皆様の命を守るヘルメットの着用を促進してまいり

ます。今後、高齢者の方の集まる会合など様々な機会を捉え、着用に向けた啓発を実施するとともに高齢者の方がヘルメットを購入する経費の一部を補助したいと考えており、早急に予算措置を講じ制度を創設してまいります。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 今、高齢者に対して積極的な考え方をいただき、購入補助を行うとのこととあります。本当にありがたいことと思います。よろしく願いをいたします。自転車に乗る際にはヘルメットを着用しなければならないという機運が高まり、広がっていくような取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。

午前11時14分小休

午前11時18分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は明確にお答えください。

1番目の質問です。排水路の対策について。藍住町内の浸水箇所の状況と対策について伺います。大雨、台風から町民は強い要望は通勤、通学路、排水路など日常生活に支障をきたさないこと。町行政は安心して住めるまちづくりを基本に据えていくことです。排水路の改修の問題というのは非常に重要な事業であります。以前浸水箇所は町内で9箇所と聞きましたが、その後の状況と対策を伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、林議員からの一般質問のうち、藍住町内の浸水箇所の状況と対策について御答弁させていただきます。6月1日から3日にかけて四国地方から東海地方にかけて線状降水帯が相次ぎ発生し、記録的な大雨となりました。6月2日には本町が設置しております気象観測計のゲーターでは1日雨量132.5ミリ、最大1時間雨量32ミリを記録いたしました。当日は住民

よりの通報並びに巡回にて大雨による冠水箇所は10箇所の確認が取れました。今回の冠水箇所につきましては従来からの冠水箇所のほか、新たな冠水場所も確認されました。

現在の排水対策としましては、正法寺川に排水ポンプを4箇所、前川に排水ポンプを1箇所、合計5箇所設置しており、ポンプアップにより強制排水を行っております。また、令和4年第4回定例会において小川議員より前川のしゅんせつについて一般質問がありましたので、その後、河川管理者である徳島県東部県土整備局へしゅんせつの要望を行いました。その結果、令和5年5月8日から7月31日の期間にて前川から徳命橋までの間の約280メートルのしゅんせつ並びに兩岸の管理道路の除草及び低木の伐採等がきれいに行われておりますので、その間の川の流れにつきましては問題ないと考えております。今後は今回施工箇所より下流の徳命橋より前川樋門までにつきましても要望し、前川の排水はもとより町内全域の排水対策について努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ぜひ引き続いて対策を強化をしていただきたいと思います。

それでは2点目です。千間堀の排水対策についてです。この質問は鳥海議員、小川議員なども行い、もう20年になろうとしています。私は令和2年と3年に質問をし、奥田元副町長から具体的な計画も示されました。その後、状況について伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、林議員からの一般質問のうち、千間堀の排水対策について御答弁させていただきます。千間堀につきましては林議員をはじめ、たくさんの議員より千間堀の排水対策について関心を持っていただき、御質問をいただいております。そしてその都度、当時の状況を御説明し、議会とともに排水対策に取り組んでまいりました。

平成25年12月議会全員協議会において藍住町雨水排水全体計画を説明させていただいた中で、抜本的な改修については数百億円いるという莫大な費用を要することから、実施計画の策定には至らなかったと経緯がございます。

また、令和2年第1回定例会においても、当時の担当課長より千間堀の排水を阻害している箇所を改修しましても抜本的な改修にはならないという答弁をいたしております。

令和2年度には千間堀流末の排水改善のため住吉地区において部分改良による排水の分散が可能か検討しましたが、逆勾配のため工事を施工しましても限定的であり、ほとんど効果がないとの結論に至っております。しかしながら、道路の冠水などで住民生活に影響を与えていることも事実であります。今日まで費用対効果に見合う最善の対処方法について模索をしまいましたが、さらなる検討を重ねて対処したいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただいたんですけど、令和3年の分ですね、これは奥田元副町長が私が質問した時に答弁されたんですけど、その計画の内容も現在の状況ではうまくいかないと、こういう答弁の中身だったと思います。この点です、やはり地域住民の人ですね、立場を考えて、少し具体的にですね、調査なり、そして、どのような方法がいいのか、ぜひ突き詰めて計画を練っていただきたいと、こういうことを申しておきます。

○議長（西川良夫君） 答弁ありますか。

●11番議員（林茂君） はい、答弁。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君起立〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 先ほど逆勾配のため工事を施工しましても限定的であり、ほとんど効果がないと答弁させていただきました。また、千間堀の流入している排水を千間堀以外の排水へ分水する方法についても検討してまいりました。しかしながら、決定的な解決策が見いだせておりません。引き続き重ねて検討したいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁いただきましたけど、かなり致命的な状況でないかと思えます。その点ですね、今の答弁がありましたように調査と研究をですね、ぜひ続けていっていただき、住民が安心できるような千間堀にしていいただきたいと

思います。

それでは2番目の質問に入ります。高齢者の移動対策について質問をいたします。藍住町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画が2021年の3月に策定されました。人口増加を続ける若い世代の多い藍住町も高齢化が進んでいます。2023年、町の総人口35,656人、そのうち65歳以上が9,135人を占めています。高齢化率は25.6パーセントです。その内訳を見ると前期高齢者が65歳から74歳まで4,790人、後期高齢者75歳以上が4,345人となっています。これからの予測では後期高齢者が前期高齢者を上回る、このような予測がされているわけです。そして、この第8期の高齢者福祉計画の中で、基本理念のスローガンが非常に素晴らしいと、このように思いました。「誰もが住み慣れた地域で、健康に安心してともに暮らせる環境づくり いつまでもいきいきと暮らせる藍住町を目指して」。本当に素晴らしい基本理念です。この基本理念をですね、高齢者施策の中で貫いてほしい、このような思いで質問をいたします。

まず、高齢者が望んでいることを藍住町の調査結果から2つのことが読み取れます。1つは第8期事業計画及び福祉計画のこの中でのアンケート結果です。高齢者の在宅生活の継続のために充実が必要な支援サービスについてですが、ここは移送サービス、介護・福祉タクシーなどです。この項目が36.1パーセントと最も高く、次いで外出の同行、通院、買い物などです。これが32.6パーセントと続き、移動に関する支援への要望が強い結果、このようなアンケートの結果であります。

それから2つ目の問題です。町民満足度に関するアンケートの調査結果報告書がありました。これを見ますと、施策の12、地域公共交通対策の充実についてはマイナス0.13でした。他の項目にはマイナスの項目はありませんでした。マイナスは地域交通対策のみです。ここやはり何とかしてほしいと、こういう思いでいます。それで、質問の中身であります。高齢者の強い要望である移動対策の1つでありますノリ乗りタクシー券の事業について、昨年度の年間予算と利用者数、今年度の予算額について伺います。タクシー業者数を増やしていただきたい。現在2社です。個人タクシー業者はいないのかどうか。それから、タクシー券の購入です。現在3冊までなんです、やはり必要な方もたくさんおいでになります。この点で、必要な人にはこのタクシー券の購入冊数を増やしてもいいんじゃないかと思えます。この点について答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問のノリ乗りタクシー券事業について、御答弁させていただきます。まず、令和4年度の事業実績といたしまして対象者1,598人のうち164人の方が利用されております。事業費につきましては、令和5年度事業の準備に係る費用も含めまして441万2,000円でございます。

今年度につきましては対象者の要件を緩和した結果、対象者数が約3,150人となっており、事業に係る予算といたしましては1,417万円を計上しております。

次に、タクシー業者数を増やすことについてですが、藍住町が発行するタクシー券を利用できるタクシー事業者は、本事業に御協力いただけるタクシー事業者からの申請により町が協力事業者として登録しています。タクシー事業者の登録要件としては町内に事業所があることを条件としており、同じ自治体内の事業所に限定するという規定はタクシーの利用助成を行う県内の他の自治体で多く採用されているところでございます。

次に、個人タクシー業者についてでございますが、町内における個人タクシー業者については現在のところ把握はしておりません。

次に、タクシー券について必要な人には増やすことについてですが、タクシー券事業は外出を促すことにより介護予防につなげるとともに、普段からの移動に地域公共交通を活用する意識を醸成することを目的として実施いたしております。タクシー券の利用用途は定めていませんが、医療機関での受診や買い物などの際での利用を想定しており、これにより介護予防の一助になればと考えております。また、路線バスや鉄道などの地域公共交通機関はコロナ禍を機に乗客数が激減し、さらには燃油高騰、人材不足などによって厳しい経営状況となっております。そのような背景のもと、タクシー券事業により町外への移動にもっと地域公共交通機関の活用を促すことができないか、例えば、タクシー券の活用により勝瑞駅やゆめタウン徳島などのバス路線が集中するバス停といった交通結節点までの足を確保し、他の地域公共交通機関との利用促進が図れないかといった狙いがございます。このように地域公共交通機関を活用する意識の醸成も目的に含まれることから、個人の需要の多い少ないにより助成額の上限を変動させることは適当ではなく、購入可能冊数の上限を増やすことは考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。その中でひとつ、地域のいわゆる公共交通がまだまだ町民の皆さんが考えているような便利な状況でないという、これはもうお分かりのことと思います。それで、藍住町でも2つのいわゆる移動対策の中で、徳バスの路線の維持をするために財政支出をしていると、こういう状況なんですね。これを見ても、それでは維持をするために財政支出をしたけれど路線はどうかといたら、縮小されていってるのが現状なんです。そうすると、公共交通だけに頼っていたのではなかなか高齢者の皆さんの移動対策にはならないと、このように考えて今回、この質問をしているわけです。この点ではやはり、必要な、外出が必要な人には3冊でなくてですね、必要な枚数を発行してもいいんでないかと。これは決して無駄な事業でないというふうに考えます。ここの点だけひとつ答弁を。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君起立〕

◎理事（小川哲央君） お答え申し上げます。繰り返しになりますけども、地域公共交通機関を活用する意識の醸成も目的に含まれることから、個人の需要の多い少ないにより助成額の上限を変動させることは適当ではなく、購入可能冊数の上限を増やすことは考えておりません。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） もうあの、ノリ乗りタクシー券の中にもたくさん要望がありました。これもきちっと、やはり1つ1つの項目を真摯に受け止めていただきたいと。そうすると、この3冊の冊数が妥当なんかどうかもその中には盛られていたと思うんです。この点を強く要望しておきます。

それでは2点目です。巡回バスの導入についてであります。町民の多くの方が強く望んでいるわけです。以前提案をいたしました。で、これはなぜかといいますと、高橋町長と一緒にこのいわゆる巡回バスのことについても視察に行ったんです。非常にやはりこの巡回バスっていうのが高齢者施策として大切だという認識で帰ってきてですね、いざということになったんですが、なかなかそこが前へ進んでいない。それで質問をした結果ですね、費用対効果を理由に導入をしないという答弁が出されたんですね。今、高齢化が進む中で再検討すべきでないかと。なぜなら、お年寄

りの移動対策として、費用対効果を持ち出すということはあまり歓迎しません。これはいくつか問題点があります。現在の藍住町の町財政のあり方、費用対効果で強調するんだったら公共下水道事業にですね、毎年2億3,000万も一般会計から下水道会計に繰入れをしています。繰入れしなければ、現在下水道に加入している方は下水道の使用料が4倍の値上げになります。私は下水道会計に2億3,000万円を繰入れをするなど、このようには主張していません。ですから、そのようなですね、事業に費用対効果をですね、離していうんでなくって、高齢者の命と暮らしを大切に、この調整が今、必要でないかと思います。移動対策や福祉対策にもですね、下水道事業の特別会計に一般会計から繰入れるような手厚い予算を投入してほしいと思います。

さらに、コミバスを町内を一周するのでなく、地域を区分をして曜日で計画する。このような方法も必要でないかと、これも議会で提案してきました。各自治体でコミバスなどの導入が今、大きく報道されています。この点で他の自治体の取組について調査を研究をしているか、この点で明確な答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問の巡回バス導入の再検討について御答弁させていただきます。他の自治体の状況については地域公共交通の環境や地理的条件が異なるため単純に比較することはできませんが、県内においては松茂町が令和3年度からコミュニティバスの運行を始めており、阿南市では今年度からタクシー券事業が開始され、神山町においては今年度から町営バスを廃止してマイナンバーカードを活用したタクシー利用助成を開始しています。全国的に見ても、AIを活用したデマンドタクシー事業やマイナンバーカードを活用したタクシー助成事業が増えてきている状況です。コミュニティバスについては利用者は時間どおりにバス停に向かわなければならないこと、また、バスは乗客がいなくても時間どおりに運行しなければならず運行に対する乗客が確保できるか不明確であるとともに、現在、町が負担している一般路線バス系統の維持に係る補助との競合も生じてしまうことなど、利用者、運営者の双方にとっても様々な懸念事項が挙げられます。そのほかにもバス車両の維持管理費、人件費など運用には多額の経費が必要となつてまいります。一方で、タクシー券事業は利用者の好きな時間帯にドア・トゥ・ドアで、すなわち、玄関先から目的地まで送迎され利便性が高く、また、利用に応じ

て運賃を助成することから効果的な公費の執行ができるものと考えております。

以上のような観点から、現時点においては引き続きタクシー券事業を実施していくこととしており、コミュニティバスの導入については考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁いただきました。確かにコミュニティバスについては、いろいろなそういう問題が発生はすると思います。ですけど、高齢者の要望のアンケートの中にも大きな要望の中に入っていましたね、この問題については。ですから、町民の皆さんの中にはそういう要望が大きいということです。一度ですね、そういう点でお年寄りなんかですね、そういう方々を対象にいわゆる懇談会とかそういう要望を聞く会とかそれをぜひですね、一度計画をしてください。これはやはり前、石川町長がよく地域でいろんな形でですね、懇談会を開いてきた、そういう経緯があります。ぜひですね、地域へ出かけて町民の皆さんの忌憚のない意見を聞いていただきたいと、このことを強く要望しておきます。それでは、次の質問に入ります。

それでは、3点目です。バーベキュー場について質問をいたします。パブリックコメント募集で町民の方から貴重な意見がたくさんありました。その中には町長や議員の皆さん、そして理事者の皆さんにもこのパブリックコメントをよく読んでほしいと、思いを共有してほしいと、このような貴重な意見もありました。私はこのことについてですね、5項目について理事者の見解を伺いたいと。で、質問通告には大きな項目で5点してあります。少しその中でですね、いくつかパブリックコメントの中から引用させていただきます。1つ、パブリックコメント募集のあり方、施設ができることに関して事前に町民の意見を聞いてほしい。徳島新聞を購読している家庭のみの配布であった。すでにやることは決まっているように書かれていた。施設をつくと決めたら少なくとも町民の半分以上が納得するくらいのしっかりした中長期的な目標を示していただきたい。今回の意見募集は住所、氏名、電話まで必須項目としているのはなぜか。気軽に意見が出しにくいという意見が多い。批判的な意見を書くと町から憎まれるという意見も出た。無記名で多くの町民の意見を募るべき。このような御意見であります。答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問の東中富桜つつみ公園バーベキューエリア整備事業基本計画案に対するパブリックコメント募集のあり方などについて御答弁させていただきます。東中富桜つつみ公園バーベキューエリア整備事業基本計画案については藍住町パブリックコメント手続条例に基づき意見募集を実施しており、多くの町民の方から御意見をいただいているところでございます。この条例では、意見を提出できる者として、町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、本町に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するものと規定されており、また、意見等を提出しようとする町民等は原則として住所、氏名等を明らかにしなければならないと規定されているところでございます。パブリックコメントに係る手続きは、町の事業基本計画などを決定する前にその事業概要について事前に町民の皆様に公表し、提出いただいた御意見などを参考によりよいものに高めていこうとするものであり、公表した基本計画案の賛否を問うものではございません。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。いろいろとパブリックコメントの規定について説明がありました。従来、町が行っているアンケートというのはほとんど無記名でありました。これはなぜかといいますと、多くの町民の皆さんの意見をです、忌憚のない意見を聞けるということが非常に大切だということです。

それでは、その次の2点目にいきます。町民の税金6,500万円投じるからにはどれだけの効果があるのか。事業計画で収支予算案も提案すべき。初期投資金額、ランニングコスト利用者からの収入で全て賄えるのか、赤字の場合は町の持ち出しになるのか。税金の無駄遣いだ。公共投資として優先してやるべき事業ではないと。こういう意見に対してどのような見解をお持ちですか。答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問のどれだけの効果があるのかなどについて御答弁させていただきます。まず、既存の東中富桜つつみ公園内で有効活

用しづらい場所をバーベキューエリアとして整備することで公園機能にプラスアルファの要素を追加し、公園の付加価値を高めるというコンセプトのもと整備することとしております。具体的には、平時においては憩いの広場として、また、災害時には救援物資の集積場所や炊き出し、指定避難所での共同生活が困難な方の避難場所として、さらには、これらに備えた訓練や防災イベントの開催場所として活用することといたしております。平時に限らず災害時などでも活用できるフェーズフリーな公園としてアップデートを図るものであり、バーベキューエリアの整備にとどまらず、大きな効果が期待できるものと考えております。

また、収支予算案についてでございますが、バーベキューエリアの整備により公園施設を多目的に活用しようとするものであり、単に収支予算という概念はそぐわないものと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。収支予算ってというのはパークゴルフ場をですね、設置するときにも出されました。一応どのような事業でもですね、その事業のやはり収支計画を出すべきでないかと。これは原則なんです。特にですね、藍住町の財政支出が行われるわけですから、この点を強く申しておきます。

それでは、続けていきます。3番目です。どうして桜つつみ公園なのか。近隣住民の意見を聞いているのかどうか。この点で桜つつみ公園でなければという根拠が非常に弱い。それで、町なかでするバーベキューとあるわけですが、周辺住民に配慮しなければならないバーベキュー施設をあえて既存の公園に設置をする意義があるのか。公園は小さい子供たちも安全に遊べる広い芝生が広がり、保護者が子供の様子が見やすい。公園では休日たくさんの親子連れが利用している。そこにあえて火を使い、煙も出て飲酒もする施設をつくる必要があるのか。飲酒に伴う事件事故が一番懸念される。昼間から夜中までの飲酒を公金を使って推奨することに疑問を持つ。トラブルの一切の責任を藍住町が負う覚悟で行ってほしいと、このような厳しい意見もあります。この点。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問のどうして桜つつみ公園なのかな

どについて御答弁させていただきます。まず、パブリックコメントの実施にあたっては町ホームページで募集するほか、募集内容の概要を新聞折込で周知を行うとともに近隣住民の方へポスティングを行い周知いたしました。桜つつみ公園を整備箇所を選定した理由についてはパブリックコメントに対する町の考え方で示しておるとおり、バーベキュー場にはバーベキューのための区画のほか、炊事場やトイレ、管理施設などが必要となりますが、これらの設備はバーベキューだけではなく、平常時、災害時など他の用途でも多目的に有効活用できるものであると考えております。また、バーベキュー場として新たに用地を確保するよりも既存の町有地で有効活用が難しい敷地にバーベキューエリアを設置するほうが事業費の抑制や事業期間の短縮につながると考えます。このような要素を考慮し、候補地の選定を進めた次第でございます。桜つつみ公園芝生広場の東側は傾斜があることから有効活用しづらい状況となっております。また、既に公衆トイレがあり大型の合併浄化槽が整備されていることから、これを活用することにより新たにトイレなどを整備する必要がありません。さらには、桜つつみ公園には芝生広場や大型遊具などが既に設置されていますので、バーベキューにお越しになった方は公園設備も御利用いただくことができ、バーベキューに限定されない公園の過ごし方が可能になります。また、桜つつみ公園より南西にある町域は災害時に指定避難場所となる南小学校までの距離が離れており、本事業に合わせて公園に災害対応機能を付加させることにより、指定避難場所までの中継地点としても活用が可能と考えます。

町内には設備的、立地的にこのような条件を満たす場所は桜つつみ公園以外にはなく、本事業に最適であると判断し整備場所として選定いたしました。

また、住民アンケートをとるべきとする御意見についてですが、先ほど申し上げましたパブリックコメントの実施の結果、多くの方から事業に対する貴重な御意見をいただいているところでございます。今後は寄せられました事業に対する懸念事項や諸課題を参考に事業計画を進めてまいりたいと思っておりますので以上でございます。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 休憩します。再開は、午後1時から再開します。

午前11時58分小休

午後1時再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

質問者は続けてください。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、質問を続けます。残り時間が少ないのでできるだけ簡潔に質問をしますし、簡潔に答弁をよろしくお願いします。4番と5番、これにつきましては続けて質問させていただきます。

桜つつみ公園にバーベキューの施設を整備してほしいと、こういう町民からの要望ではなかったと思うんです。このことにつきましては、高橋町長の選挙の公約でありました。行政の計画をやはり先ほどから申しますように町民に押しつけてきたのではないかという、そのようなコメントが多かったわけです。

それから、5番目なんですけど、意見募集の後ですね、住民との対話の場を持つべきだと、これは非常にパブコメの中で意見も多かったです。なぜなら、藍住町が持続可能であるということを目指すのなら、意見募集した後の町の対応が大切だと。ただ単にホームページで町の意見と併せて公表しますと、こういう態度でなく、やはりこの募集の後、住民との対話を持つべきだと。そして、なぜ以前、説明会を行うということをするのか、説明会を開かないと。この開かないという理由ですね。この点について明確な答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員の御質問の町民からの要望ではないなどについて御答弁させていただきます。先ほど申し上げましたが、本整備事業は既存の東中富桜つつみ公園で有効活用しづらい場所をバーベキューエリアとして整備することで公園機能にプラスアルファの要素を追加し、公園の付加価値を高めるというコンセプトのもと整備することとしております。繰り返しになりますが、平時においては憩いの広場として、災害時には救援物資の集積場所や炊き出し、指定避難所での共同生活が困難な方の避難場所などとして活用することとしております。

パブリックコメントでは、懸念事項や諸課題がある一方で施設整備を待ち望まれている町民の方もおいでになります。今後は寄せられました御意見を参考に、より良いものとなるよう進めてまいります。

次に、意見募集の後、町民との対話を持つべきだ、説明会等のことですが御答弁させていただきます。バーベキューエリア整備事業につきましてはこれまで議会でも議論し、予算をお認めいただき進めてきたところでございます。また、

議員御質問の説明会では参加された方にしか町の考え方をお伝えすることができないことから、広く町民の皆様の御意見を取り入れるため、このたびパブリックコメントを実施したものでございます。

今回のパブリックコメントでは63名の方から128件というこれまで実施してきたパブリックコメントでは類を見ないほど、多くの御意見をいただいております。町内全域から事業に関心を持って御意見を頂戴できているものと考えております。これはパブリックコメントの事務条例の目的を十分に達成しているものと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今まで答弁を聞いてきた中ですが、非常に町民の皆さんが思っているのはですね、あの桜づつみ公園っていうのは非常に自然環境のいい所で、親子連れが楽しんで遊べる場所だと。そういうところにいきなりバーベキュー場をつくるのはどうしたんだと。付加価値を高めるというわけですけど、付加価値もやっぱりその持つ意義が町民の皆さんの考えている意義とが大きく食い違ふと。それで、町の行政としては町民の皆さんに親切にやはりこの事業が大切であればあるほど説明をしていくべきだと。これはやはり対話はするべきだと。今後の事業においても、この点をぜひ実施をしていただきたいと。

なお、パブリックコメントがホームページに掲載されました。すごくたくさんですね、いいパブコメが出てました。それをですね、抜き書きをしたんですけど、A4で27ページに上ります。ぜひですね、理事者の皆さんは町民の皆さんが本当にですね、藍住町をどのような町にしていきたいのか、どのような公園が必要なのか、どのような行政としてですね、町民の皆さんの意見に傾けていただくか。こういうことが貴重な意見が載ってますので、ぜひ再度、町民の皆さんの思いを共有していただきたいということです。それでは続けて質問します。

それでは、最後の質問いたします。4点目です。自然再生可能なエネルギーへ促進です。政府は、公共施設への太陽光発電を導入をすることを大きな目標に掲げました。2030年には設置可能な建築物等の約50パーセントに太陽光発電設備を導入すると。そして、2040年には100パーセント導入すると、このような目標掲げました。そして、このためには地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可

能エネルギー設備等を導入する事業を一部、財政支援をします。ですから、それぞれの自治体が政府の方針に従って公共施設に太陽光発電を導入するときには、政府が財政支援をすると明確に打ち出してきました。これはいろいろと意義があると思うんですけど、今、異常気象です。地球の温暖化、いわれています。CO2の削減、これとも大きな関わりがある大きな事業であります。その点で私どもはまず、災害避難場所として文化ホールに導入してほしいと。これは今まで小川議員、鳥海議員ともどもですね、文化ホールに太陽光発電を設置をする、このことをずっと言い続けてまいりました。その点でこれをぜひですね、実現をしてほしいと。なぜといいますと、町の中心部に位置をして災害避難場所の拠点であるわけです。そして、文化の発信地でもあるわけです。このことから、非常に重要な施設にやはり太陽光発電を一番に導入をしてほしいと。それで、費用対効果をよくいわれます。今、文化ホールの施設の貸出使用料は1,000万円程度なんですね。そして、ここで太陽光発電を導入することによって、現在、電気の使用料が800万円程度、これは全て太陽光発電の導入でいわゆる電気料金を消化できるんでないかと。そうすることによってですね、電気使用料の負担を軽減できて、負担軽減分を利用者に還元をします。私はこの点で減免減額を言ってきました。そういうことにも応えていける、そのように思います。

それから続けて言います。町として公共施設への導入計画はどのように考えているのか。なぜこのことを言うかといいますと、この質問の背景にはインターネット通販大手のZOZO創業者、前澤氏がですね、再生可能なエネルギーの関心の高い自治体にふるさと納税額5億円を寄附をすると、こういうことを発表しました。この発表に基づいて、全国から347自治体が応募をし阿南市と藍住町が選ばれたわけです。藍住町が選ばれたのは庁舎の屋上に、太陽光発電を設置をします。このことが評価の大きな点であります。そして、ふるさと納税を500万円、これが藍住町に寄附をされました。これは徳島新聞にも大きく掲載されました。2月4日付けです。これを受けて藍住町の担当者は、これを機に再生可能エネルギー導入を進めたいと、このように発表しているわけです。最近、藍住町は不祥事続きの報道が続いてきました。だが今、紹介をしましたように町民にとっては非常にいわゆる評価されたわけです。庁舎の屋上に太陽光発電を導入をすることが評価されたわけです。347自治体の中ですね、いわゆる阿南市と藍住町が選ばれた。非常に大きな意義があると思います。この点でどのように考えているのか、答弁求めま

す。

○議長（西川良夫君） 小川理事。

〔理事 小川哲央君登壇〕

◎理事（小川哲央君） それでは、林議員御質問の総合文化ホールへの太陽光発電設備などの導入について御答弁させていただきます。我が国においては2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指すことを宣言し様々な取組が実施されているところでございます。地方の取組として、令和3年6月の国・地方脱炭素実現会議において、地域脱炭素化ロードマップが示されています。本町におきましては脱炭素化社会の実現だけではなく、南海トラフ巨大地震などの迫り来る大規模災害などに対し災害時に重要な役割を果たす公共施設へのエネルギー供給などが可能になるように、まずは災害時の活動拠点となる町施設への太陽光発電設備の設置について検討してまいりました。その中で、総合文化ホールについては屋上などの構造上の問題や日照の確保の問題など太陽光発電設備が機能を十分に発揮できる状態ではないため、太陽光発電設備の導入については現在のところ考えてはおりません。なお、総合文化ホールには避難者の生活を支えるため自家発電機を設置するとともに、駐車場には太陽光パネルによる照明も整備しているところでございます。

次に、公共施設への太陽光発電設備の導入計画についてでございますが、先ほど御答弁しましたとおり、本町におきましては政府の方針に呼応し2050年カーボンニュートラル実現に向けて取組を進めているところでございます。まずは災害時に活動拠点となる町有施設への太陽光発電設備の導入を目指し、検討を行ってまいりました。その結果、費用対効果や事業実現性、施設の更新計画などを考慮し、合同庁舎への太陽光発電設備などの導入を決め、昨年、令和4年度に設計に着手し、本年度に太陽光発電設備の整備を完了する予定としております。また、本年度から西クリーンステーションへの太陽光発電設備などの導入についての設計を開始する予定としており、準備を進めているところでございます。

なお、本事業は多額の事業費が必要になることから国の補助金などを活用することを前提として進めており、町の財政運営に極力負担とならないように配慮し適正な事業実施に努めてまいりたいと考えております。今後も費用対効果や施設の運営状況などを十分に見極めながら、その他の施設について導入の可否を検討していく予定としております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ただいま答弁いただきました。いつも出されるのが費用対効果なんですね。この費用対効果には多くの私は今まで疑問を持ち、費用対効果はどのようにあるべきかということを書いてまいりました。費用対効果で果たして町民の皆さんの命や暮らしを守れるんだらうか。このことが1点です。先ほどのはじめに提案をしました千間堀の問題もそうなんです。費用対効果でですね、事を済ますっていうのは行政の役目ではないわけでしょう。やはり町民の皆さんの命や暮らしをどのように守っていくのか。そして、町民の皆さんの要望をですね、どのような形で解決をするのか。そのために財政をどこに投入をするのか。そういう財政投資の計画。さらにですね、この次は西クリ。ここへ導入をするという計画だそうなんですけど、もう少し具体的にいつまでにこのような形でっていうふうなひとつスケジュール調整も併せてですね、財政計画も立てて議会へやはり提案をしていただくと。そして、多くの皆さんと、どのような藍住町をつくっていくのか議論させてください。いきなりですね、提案でなくって。そういうことを、やはりやっていると。このことは非常にですね、今回パブコメの中にたくさんそのような要望が盛り込まれます。真摯に町民の皆さんの要望なりを取り上げて、そして、現場なり地域で町民の皆さんの直接の声を聞いていただくと。これ以外に前進する道はないんでないかと。そういう点で費用対効果はこれからあまり使わないようにしてください。費用対効果をいうのであれば、私はいつも下水道につぎ込んだる1億3,000万円なり1億2,000万円のことを言わざるを得ません。下水道で命は守れません。そのことをですね、申しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため6月14日から6月15日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、6月14日から6月15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、6月16日午前10時、本議場において再開いたしますの

で、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会といたします。

午後 1 時 1 9 分散会

令和5年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和5年6月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|---|--|
| 第1 | 議第40号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第2 | 議第41号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第3 | 議第42号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第4 | 議第43号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第5 | 議第44号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第6 | 議第45号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第7 | 議第46号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第8 | 議第47号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第9 | 議第48号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第10 | 議第49号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第11 | 議第50号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第12 | 議第51号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第13 | 議第52号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第14 | 議第53号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第15 | 議第54号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第16 | 議第55号 | 藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車の購入契約の締結について |
| 第17 | 請願第1号 | 「桜づつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」 |
| 第18 | 請願第2号 | 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書 |
| 第19 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

- | | | |
|----|-------|-------------|
| 第1 | 議第56号 | 調停の取り下げについて |
| 第2 | 議第57号 | 訴えの提起について |

令和5年藍住町議会第2回定例会会議録

6月16日

午前10時2分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。
監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第40号「藍住町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第40号「藍住町介護保険条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第40号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第2、議第41号から日程第15、議第54号「農業委員会委員の任命の同意について」の14議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので議第41号から議第54号の藍住町農業委員会委員の任命の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

藍住町農業委員会委員の任命については、7月に改選される農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。今回、議会の同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。

議第41号につきましては、氏名、篠原正明。議第42号につきましては、氏名、木内元芳。議第43号につきましては、氏名、犬伏貞治。議第44号につきましては、氏名、佐野健志。議第45号につきましては、氏名、黒上晴美。議第46号につきましては、氏名、坂野好宏。議第47号につきましては、氏名、濱貴仁。議第48号につきましては、氏名、國北昌男。議第49号につきましては、氏名、山下恵美。議第50号につきましては、氏名、小野鶴代。議第51号につきましては、氏名、藤井隆夫。議第52号につきましては、氏名、藤井義憲。議第53号につきましては、氏名、友兼仁。議第54号につきましては、氏名、安崎三代子。任命年月日については、いずれも令和5年7月20日であります。以上、よろしく御同意賜われますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第41号から議第54号「農業委員会委員の任命の同意について」の14議案は、ただいま町長から提案理由の説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第41号から議第54号「農業委員会委員の任命の同意について」の14議案は、原案のとおり任命同意することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第16、議第55号「藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第55号「藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」説明を申し上げます。議第55号については6月2日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。1. 契約の目的、藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車購入。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、1,815万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額165万円。4. 購入台数、2台。5. 契約の相手方、住所、板野郡松茂町笹木野字八北開拓203-1、名称、徳島日野自動車株式会社、代表者、代表取締役、河野宏。6. 納品期限、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月31日までであります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点をわかりやすく説明してください。

午前10時10分小休

〔小休中に、鈴木生活環境課長、補足説明をする〕

午前10時11分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第55号「藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第55号「藍住町西クリーンステーション圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 議事の都合により、小休します。

午前10時12分小休

〔小休中に議案を配る〕

午前10時14分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1、議第56号「調停の取り下げについて」及び追加日程第2、議第57号「訴えの提起について」を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第56号「調停の取り下げについて」及び議第57号「訴えの提起について」を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） 追加日程第1、議第56号「調停の取り下げについて」及び追加日程第2、議第57号「訴えの提起について」の2議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので説明を申し上げます。議第56号「調停の取り下げについて」は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。1. 調停の相手方については、お配りした議案記載のとおりであります。2. 取下げの趣旨については、調停での和解は不可能な状況であると判断したため、徳島簡易裁判所に対し、民事調停を取り下げるものであります。3. 取下げの理由については、令和4年12月16日付けで議決を得た調停の申立てにより、示談交渉及び民事調停の場において、相手方と協議を続けてまいりました。しかしながら、今般、相手方より当町の責任割合及び当町に対する請求額に関する具体的な主張を受けたところ、当町の見解とは相違が著しく調停での和解は不可能な状況であると判断したため、調停の取り下げを行うものであります。

議第57号「訴えの提起について」は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。1. 訴えの相手方については、お配りした議案記載のとおりであります。2. 事件名については、債務不存在確認請求事件であります。3. 訴えの趣旨については、当町の相手方に対する債務が存在しないことの確認を求めるものであります。4. 訴えの理由については、令和2年8月に町内中学校において発生したプールの事故において、相手方は頸椎を損傷しました。本町としても、町が設置する学校の管理下で発生した事故であり、事態を真摯に受け止め、損害賠償について、示談交渉及び民事調停の場において相手方と協議を続けてまいりました。今般、相手方より当町の責任割合及び当町に対する請求額に関する具体的な主張を受けたところ、当町の見解とは相違が著しく、調停での和解は不可能な状況であると判断しました。よって、やむを得ず、本件の終局的解決を得るため当町の相手方に対する債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起するものであります。5. 事件に関する取り扱いについては、弁護士を訴訟代理人に選任し訴訟を遂行いたします。以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）　これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第56号「調停の取り下げについて」及び議第57号「訴えの提起について」の2議案を一括して採決します。

お諮りします。議第56号「調停の取り下げについて」及び議第57号「訴えの提起について」の2議案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第56号「調停の取り下げについて」及び議第57号「訴えの提起について」の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第17、日程18、請願の上程について、本日までに受理しております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

請願第1号「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」を議題とします。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第1号の紹介議員であります小川幸英君から、請願の説明を求めます。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長から請願に対する説明を求められましたので読み上げて説明にかえさせていただきます。

藍住町議会議長、西川良夫殿。「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」。提出年月日、2023年5月24日。提出者氏名、喜田康稔。提出者住所、徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊178。紹介議員、小川幸英、林茂。本請願の目的は、現在藍住町によって強行されようとしている、桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求めることである。町民全体の奉仕者である藍住町議会関係者が、次の三つの項目について熟慮し、その杜撰でいかがわしい内

容を語り、この行政事業には相応しない愚鈍な計画の中止に向けて適切な判断をなされることが予期される。(1) 事業の根幹にかかわる行政文書の不在。「現在、「桜つつみ公園」のバーベキュー場整備計画が存在し、その目的は「若い世代の移住・定住の促進」とされている。なぜ「バーベキュー場」整備を行えば「若い世代の移住・定住の促進」につながると想定されたのか、その根拠とみなされうる記述が確認される全ての文書の開示を求める。」。令和4年12月14日付で提出、不受理の通知は本年1月19日付。「令和3年第4回及び同4年第1回「藍住町議会定例会会議録」では、若い世代の移住・定住の促進を目的に「スポーツパーク・バーベキューパーク」の整備の計画への言及がなされているが、同4年第3回の会議録においては、「バーベキューパーク」のみの案が確認される。この事業内容の変更の理由が記されている全ての文書の開示を求める。」。令和5年1月30日付で提出、不受理の通知は同年2月2日付。「令和4年第3回藍住町議会定例会会議録」には「バーベキューパーク整備」の計画について「整備箇所について検討を重ねた結果、桜つつみ公園の芝生広場を候補地と」するとあるが、上のように検討を重ねたことがわずかでも伺える全ての文書。」。令和5年3月7日付で提出、不受理の通知は同年3月10日付。(2) 事業目的のすり替え。令和3年第4回「藍住町議会定例会会議録」及び同4年第1回「藍住町議会定例会会議録」より事業目的は、「若い世代の移住・定住の促進」と理解される。しかし、本年3月15日に藍住町役場のウェブページ公開でされた文書はそれを「藍住町では、コロナ禍によるいわゆる「3密」を防ぐ屋外活動の需要が高まる中、まちなかで気軽にバーベキューを楽しむ環境を整備することにより、町民の日常に楽しみを創出するとともに、町外からの誘客を図り、地域の活性化を目指すことを目的として、バーベキュー場を整備する計画があります」としており、事業目的が完全に別物になっている。(3) 住民説明会の突然の中止および住民からの意見募集の際の暴力。昨年9月の総務文教委員会では、小川幸英議員の質問に対して「ある程度計画ができた段階で議会へお示しし、地元説明会をしていきたい」という意向が藍住町役場より明らかにされていた。しかし、説明会の開催はなされず、個人情報の提示を条件とした住民からの意見募集がなされることとなったが、藍住町は「個々のご意見・情報については、直接回答しません」、「お寄せいただいた意見・情報は、内容を整理し、藍住町の考え方とあわせて町のホームページで公表します」と、住民との対話を欠きながら事業を推進する基本的な姿勢を公にした。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りします。請願第1号については、藍住町議会会議規

則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔米本義博君、林茂君、挙手〕

○議長（西川良夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） 私は、ただいま議題となっている「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」に反対の立場から討論いたします。この施設は、単にバーベキューをするための施設ではなく、災害時の炊き出しや指定避難所に共同での避難が困難な方が車中泊やテント避難できる町西部の防災拠点としての役割が大きく、平常時の有効活用としてバーベキューを安心して楽しめるように一般の方々に貸し出す施設であります。パブリックコメントの中に、全国的にバーベキュー禁止条例が制定されているのに藍住町は逆行していくのかという御意見がありましたが、バーベキュー禁止条例を制定している自治体の多くは、河川敷や公園などで無許可で行われるバーベキューのごみや騒音などを問題とし、決められた場所で自治体の管理のもと、ルールを守ってやりましょうという条例であり、決してバーベキューをしてはいけないという条例ではありません。マンションやアパート、また、住宅密集地であるがために自宅でバーベキューを楽しめない方もいらっしゃいます。そんな方にとってはとても楽しみな施設ではないでしょうか。ほかにも、バーベキューに伴い発生する煙やごみ問題を心配されている御意見もありましたが、町においては電気式のコンロを採用することで煙の発生も少なく、時間外の使用も不可能であり、ごみ袋を利用者に配付しごみを回収することとしております。また、大騒ぎによる近隣の方々への迷惑行為の注意や飲

酒運転の確認なども管理人により実施するとのことであります。今後はたくさんのパブリックコメントをいただいておりますので、その御意見を踏まえ施設の運営方針が検討されることとなっております。町民の皆様にとって、より良い施設整備を実現するためには、議会としても建設的に、そして、前向きに議論を進めていく必要があると思います。よって私は「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」に対して反対することを表明し討論を終わります。

○議長（西川良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」に賛成の立場から意見を述べます。1点目、パブリックコメント募集について氏名や住所、電話など個人情報を記載しなければ意見を言えないし、批判的な意見は憎まれるという方もいました。施設ができることに関して事前に町民の意見や情報公開をするべきだという意見、町のアンケートは今まで無記名でした。アンケートは無記名で町民が思ったことを言える町政にしなければなりません。2点目、町は桜つつみ公園内にバーベキュー施設整備をすることにより、公園機能にプラスアルファの要素を追加し魅力ある公園を有する地域として新しい人の流れづくりとして関係人口の拡大につながる。行政として人口減少に歯止めをかけるためにバーベキュー施設をつくる。こんな発想で人口減少問題が解決できると本当に考えているのでしょうか。この施策が正しいというのであれば、全国各地でバーベキュー施設だらけになります。3点目、6,500万円の税金を投入して、役場がよく使う費用対効果についての具体的な試算がありません。大切な町民の税金を使う限り事業計画の中で利用者の見込みなど収支予算書を提出すべきです。藍住町で通っても民間では通用しません。貴重な意見がありました。雇用も不安定なこの時期に公共の投資として優先してやるべき事業ではないと思います。バーベキューをするほど余裕のある人々は自分で用意をしてバーベキューをすればよいのです。町としてはもっと先に予算を回すべき事業があると思います。その一番は給食費の無料化です。保育園、幼稚園、小学校、中学校の給食費は全額に無料にすべきです。先日の徳島新聞に県内各市町村の比較表が出ていましたが、藍住町の取組は全く遅れています。議会だよりに給食費補助の質問に対して、予算がないのでできないという実にそっけない町側の回答が載っていましたが、それな

のにバーベキューの整備を設置する費用なら出てくるというのは実に不思議です。

4点目です。地域で説明会も意見も聞くこともありませんでした。私は公園の隣に住んでいます。そもそもどうして桜つつみ公園なんですか。それがよく分かりません。もっとほかに良い場所があると思います。桜の季節になると迷惑駐車が増えるし、道が狭いので危ないし、私たちは生活道路として使っているので本当に迷惑です。警察にも何度も来てもらいました。あと、騒音です。特に夜、営業時間が午後8時まで、3月から11月、土曜日、日曜日、祝日とありますが、ほかから来てもらうのは別にいいんですが、隣に住んでいる私たちも休日です。毎週土曜日、日曜日、ゆっくりできないのはつらいです。子供の声はまだいいんですが、大人や学生のバカ騒ぎはやめてほしい。公園に来る人はマナーを守る人たちばかりではありません。そんな人たちを役場の方はちゃんと対処できるのでしょうか。心配しかありません。つくるのなら本当によく議論してほしいです。あと、火を使うので安全対策はちゃんとしてください。これ以上、大人の都合で子供たちの居場所を潰してはならない。公共の施設は全ての人たちが使う権利があります。バーベキュー場など施設は偏った利用者の占領場所になります。今までどおり子供たちや家族連れが自由に使える場所を要望します。過ごしやすい季節の休日には多くの子供連れの家族が来ています。まだよちよち歩きの小さなお子さんや小学生が安心して走り回れる良い公園です。危険なものがなく、芝生や木陰、遊具やトイレも整備されています。親もゆったりと子供を遊ばせ、見守ることができます。エリアの設置場所は有効活用しづらい場所、このようにありましたが、一見何もない広い芝生広場でこそ小さい子供たちはのびのびと遊べます。また、広場を見渡せる土手の木陰は、よく親子がシートを敷いてお弁当を広げています。その様子をいつまでも微笑ましく見ていました。藍住町でこのような場所はほかにはないと思います。自分の子供が小さいときにこういう場所があれば、おそらくヘビーユーザーとなっていたと思います。町民の意見を真摯に受け止め、ここは立ち止まって引き返すことも政治や行政の大きな役割です。透明公正、そのためには形だけの意見募集でなく、実際の対話の場をつくり、多くの町民が要望します。今、町行政のあり方が鋭く問われています。バーベキュー施設は一旦、白紙に戻すべきです。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（西川良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、請願第1号「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立少数です。

したがって、請願第1号「「桜つつみ公園におけるバーベキュー施設整備の計画の中止を求める請願書」」については不採択とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） 次に、請願第2号「「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」を議題とします。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第2号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長から請願に対する説明を求められましたので読み上げまして説明にかえさせていただきます。藍住町議会議長殿。2023年5月24日。「「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」。1. 請願人、徳島県生活と健康を守る会連合会会長、井出幸夫。紹介議員、林茂。2番目です。請願の理由。41年ぶりの物価高騰は、すべての国民の生活を苦しめ、夏には2万品目の食料品が値上げされる見込みです。さらに長期化するとみられています。厚生労働省は、2023年の生活保護費を据え置き、公的年金支給額を低い伸びに抑えたため、実質的引き下げとなりました。1973年のオイルショックの際には数度の保護引き上げや手当支給が行われました。生活保護費引き下げの取り消しを求めた裁判で、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山、埼玉

の8地方裁判所が原告の訴えを認めました。2023年の3月末現在です。国は判決に従い直ちに保護費を引き下げ前、2012年前に戻すべきです。また、生活保護基準は様々な制度の土台となっているため、その基準は生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。国民生活全般を支えるためにも、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書をあげてください。3. 請願事項、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書を国へ送付すること。以上です。議員各位の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） お諮りします。請願第2号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、請願第2号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、請願第2号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立少数です。

したがって、請願第2号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」については不採択とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第19、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る6日の開会から本日までの11日間にわたり御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問などにおきまして、議員各位から高齢者対策を始め、福祉、教育、健康、環境問題など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

今後とも、本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これを持ちまして、令和5年第2回藍住町議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	森 志郎
会議録署名議員	前田 晃良